

タイトル	<判例研究>いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、ユーザーについて民事再生手続開始の申立てがあったことを契約の解除事由とする旨の特約の効力
著者	酒井，博行
引用	北海学園大学法学研究，45(2)：409-433
発行日	2009-09-30

〈判例研究〉いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、ユーザーについて民事再生手続開始の申立てがあったことを契約の解除事由とする旨の特約の効力

最高裁判所平成一九年(受)第一〇三〇号、動産引渡等請求事件、平成二〇年一月一六日第三小法廷判決(民集六二卷一〇号二五六一頁、裁判所時報一四七四号一頁、判例時報二〇四〇号一六頁、判例タイムズ二二九五号一八三頁、金融・商事判例一三〇八号四〇頁、金融・商事判例一三一九号四五頁、金融法務事情一八六九号四二頁)

酒 井 博 行

### 【事実の概要】

リース業者であるA株式会社、およびAの営業等の譲渡を

受けAの契約上の地位を承継したX株式会社は、飲食店業を営むB株式会社と多数のリース契約(以下、「本件リース契約」と記す)を締結し、各リース物件(以下、「本件リース物件」

料と記す)を引き渡した。

本件リース契約はいずれも、リース業者がリース期間中にリース物件の取得費、金利、およびその他の経費等を全額回収できるようにリース料の総額が算定されている、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約である。そして、本件リース契約では、以下の約定がなされている。

①ユーザーについては整理、和議、破産、会社更生などの申立てがあったときは、リース業者は催告をしないで契約を解除することができる(以下、「本件特約」と記す)。

②リース業者は、ユーザーがリース料の支払を一回でも怠ったときは催告をしないで契約を解除することができる(以下、「不払解除特約」と記す)。

③契約が解除された場合、ユーザーはリース業者に対し、直ちに物件を返還するとともに、規定損害金(残リース料金の総額に近似した金額)を支払い、物件の返還を遅滞したときにはリース料相当額の損害金を支払う。

Bは平成一四年一月一七日、民事再生手続開始の申立てをし、同月二一日、同手続の開始決定がなされた。Xは同月二四日、Bに対し、本件特約に基づき本件リース契約を解除する旨の意思表示をなした(以下、「本件解除」と記す)。Xは

Bに対し、本件リース契約の終了を理由に、未返還の本件リース物件の引渡し、および約定に基づくリース料相当額の損害金の支払を求めて、訴えを提起した。なお、本件リース物件は、平成一七年三月九日までにXに返還されたかまたは返還不能となっており、そのためXは原審で本件リース物件の引渡請求を取り下げた。また、Bは原審係属中の平成一七年四月一日、Yに合併され、Yがその地位を承継した。

第一審判決〔東京地判平成一六年六月一〇日(民集六二巻一〇号二五八六頁参照、判例タイムズ一一八五号三一五頁、金融・商事判例一三〇八号五五頁参照)〕は、本件特約が有効であるとして、Xの請求をほぼ全部認容した。

控訴審判決〔東京高判平成一九年三月一四日(民集六二巻一〇号二六〇〇頁参照、判例タイムズ一二四六号三三七頁、金融・商事判例一三〇八号四八頁参照)〕は、本件特約のうち、民事再生手続開始申立てがあったときを解除原因とする部分については、民事再生法の趣旨、目的を害するものとして無効とし、民事再生手続開始申立て前にリース料支払が遅滞となっていた一部の物件についてのリース料相当額の損害金請求のみを認容した。

これに対し、Xより上告受理申立て。

## 【判旨】 上告棄却

「本件リース契約は、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約であり、本件特約に定める解除事由には民事再生手続開始の申立てがあつたことも含まれるというのであるが、少なくとも、本件特約のうち、民事再生手続開始の申立てがあつたことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全債権者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債務者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法一条参照）、担保の目的物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれる。

ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるといふ担保としての意義を有するものであるが、同契約において、民事再生手

続開始の申立てがあつたことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである。」

### （田原睦夫裁判官の補足意見）

「一 倒産申立て解除条項と弁済禁止の保全処分との関係について

法廷意見では、民事再生手続開始の申立てがあつたことを解除事由とする特約の効力を否定すべきものとしているが、民事再生手続のその後の手続の流れとリース業者の権利の行使の関係について、若干補足する。

まず、本判決の結論は、再生債務者がリース料金を滞納した場合のリース契約の解除の可否には、当然ながら何らの影響を及ぼすものではない。再生債務者がリース料金を滞納していれば、リース業者は、その債務不履行を理由としてリー

料  
資  
ス契約を解除することができるのは当然である。また、一般に、リース契約では、ユーザーが倒産手続開始の申立てをした場合、ユーザーは、リース料金についての期限の利益を失い、直ちに残りリース料金の全額を支払うべきものとする定めが置かれているが、かかる期限の利益喪失条項の効力は、一般に否定されてはいない。

そうすると、ユーザーが民事再生手続開始の申立てをしたときは、通常、ユーザーはリース料金の期限の利益を喪失するから、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリース契約を解除することができることとなる。

しかし、ユーザーたる再生債務者が、民事再生手続開始の申立てと共に弁済禁止の保全処分の申立てをし、その決定を得た場合、再生債務者は、その保全処分の効果として、リース料金についても弁済をなすことが禁じられ、その反射的效果として、リース業者も、弁済禁止の保全処分によって支払を禁じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料金の不払を理由として、リース契約を解除することが禁止されるに至るものというべきである（最高裁昭和五三年（オ）第三一九号同五七年三月三〇日第三小法廷判決参照）。

ところで、民事再生手続が開始された場合、その開始決定

の効果として、再生債権の弁済は原則として禁止される（民事再生法八五条一項）が、弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、再生債務者は、リース料金について債務不履行状態に陥ることとなる。したがって、リース業者は、別除権者としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執ることができるとなる。そして、再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、担保権の実行手続の中止命令（同法三一条一項）を得て、リース業者の担保権の実行に対抗することができると考える。」

### 【評釈】

#### 一 はじめに

現在、事業のための機械・設備等の導入のために、リース契約が広く用いられている。周知の通り、リース契約とは、目的物件を使用しようとする者（ユーザー）がリース業者からリースの申込みをなし、リース業者は売主（サプライヤー）から目的物件を買い受けて、これをユーザーに使用収益させてその対価としてリース料（物件の購入価額その他の費用額を約定のリース期間に配分する方式で算定される）の支払を受け、サプライヤーからの物件購入資金などの回収を図り、

一定の利潤を得ようとするものである。現在の実務で広く用いられているリース契約は、約定のリース期間内にリース業者がリース物件の購入価額、金利、固定資産税、保険料、手数料などを全額回収できるようにリース料総額が算定されている、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約（以下、単に「ファイナンス・リース契約」あるいは「リース契約」と記す）である。ファイナンス・リース契約に関しては、リース物件の引渡しを受けたユーザーについて民事再生手続が開始された場合の処遇が問題となる。また、ファイナンス・リース契約では多くの場合、本件特約のように、ユーザーについて倒産処理手続の開始申立てがあった場合にリース業者が催告なくして契約を解除できる旨の特約（以下、このような特約を「倒産解除特約」と記す）が定められており、これを民事再生手続との関係でどのように扱うかが問題となる。本判決は最高裁として初めて、ファイナンス・リース契約の民事再生手続上の処遇、および、ファイナンス・リース契約中の倒産解除特約の効力について判示したものと、重要な意義を有すると考えられる。

本稿ではまず、民事再生手続におけるファイナンス・リース契約の処遇について論じる（↓二）。次に、民事再生手続に

おけるファイナンス・リース契約中の倒産解除特約の効力について論じる（↓三）。最後に、残された問題につき、田原睦夫裁判官の補足意見（以下、「田原補足意見」と記す）の検討も含めて論じる（↓四）。

## 二 民事再生手続におけるファイナンス・リース契約の処遇

リース物件の引渡しを受けたユーザーの倒産処理手続におけるファイナンス・リース契約の処遇については、かつて、会社更生手続においてリース業者がユーザーに対して有する未払リース料債権が共益債権となるか否か、すなわち、ファイナンス・リース契約に双方未履行双務契約に関する会社更生法六一条（旧一〇三条）の適用があるか否か（賃貸借構成を採るか否か）が問題となった。この点に関して、最（二小）判平成七年四月一四日（民集四九巻四号一〇六三頁）<sup>21</sup>は、ファイナンス・リース契約は、リース期間満了時にリース物件に残存価値がないものとみて、リース業者がリース物件の取得費その他の投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されているものであって、その実質はユーザーに対して金融上の便宜を与えたものであり、リース料債権はリース契約

料の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月一定額によることと約定されていても、それはユーザーに期限の利益を与えるものによらず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものではないとして、未払リース料債権は期限未到来のものも含めてその全額が会社更生法二条八項(旧一〇二条)という会社更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権に当たる旨を判示し、未払リース料債権が会社更生手続において更生債権として扱われるとした。ただ、平成七年最判は、未払リース料債権が更生担保権(会社更生法二条一〇項(旧一二三条))に準じて扱われるか否かについては判示していないが、最高裁調査官解説では、更生担保権として取り扱うべきと考えられるとされていた<sup>4)</sup>。

民事再生手続においても、ファイナンス・リース契約が双方未履行双務契約として民事再生法(以下、「法」と記す)四九条の適用を受け、未払リース料債権が共益債権とされるか、別除権(法五三条一項)付きの再生債権(法八四条一項)とされるか(担保権構成を採るか)が問題となる。この点に関する従来の下級審裁判例として、まず、大阪地決平成一三年七月一九日(判時一七六二号一四八頁、金法一六三六号五

八頁)<sup>5)</sup>は、未払リース料債権はその全額が再生債権となり、リース業者はリース物件についてユーザーが取得した利用権についてその再生債権を被担保債権とする担保権を有するものと解すべき旨を判示したが、ファイナンス・リース契約につき担保権構成を採る理由、およびユーザーの利用権をファイナンス・リース契約における担保目的物とする理由は特に示していない。

次に、東京地判平成一五年一二月二二日(判タ一四一四二七九頁、金法一七〇五号五〇頁)<sup>6)</sup>は、平成七年最判を引用したうえで、ファイナンス・リース契約においてリースという形態が実質的にリース料債権を担保するための機能を果たしているのは否めない事実であり、リース会社は契約締結時にユーザーに与信した総リース料債権相当額について、ユーザーの信用状態が悪化したときにはリース期間満了前にリース物件の返還を請求することができるとの約定により、これを担保されているものと解することができる<sup>7)</sup>とし、民事再生手続においてもリース業者はリース料債権を被担保債権とする担保権(別除権)を有するものとして処遇されると解するのが相当である旨を判示した。また、平成一五年東京地判は、ファイナンス・リース契約における担保目的物の捉え

方につき、リース会社が担保目的でリース物件の所有権を留保していると解する立場(以下、「所有権説」と記す)と、リース会社がユーザーのリース物件上の利用権に質権または譲渡担保権を設定していると解する立場(以下、「利用権説」と記す)とが対立していることを前提に、まず、所有権説については、少なくともリース期間中はユーザーにリース物件の所有権が移転しているとみることが不可欠だが、そのような考え方は、リース物件の所有権が終始リース業者にあることが前提とされリース期間満了後もユーザーへの移転が予定されていないというファイナンス・リース契約の本質的部分と相容れない点に根本的問題を含んでいるとする。また、利用権説については、この場合の担保権の実行について担保目的物たる利用権を消滅させることであると解する点においていささか技巧的にすぎることと肯定できないものの、ファイナンス・リース契約の法的性質に照らしてより問題の少ない考え方であるとする。平成一五年東京地判はこのような検討のうえで、ファイナンス・リース契約における担保目的物の捉え方について利用権説を採用した。

そして、その後の東京地判平成一六年六月二〇日(本件第一審判決。民集六二卷一〇号二五八六頁参照、判例タイムズ

一一八五号三一五頁、金融・商事判例一三〇八号五五頁参照<sup>7)</sup>)は、ファイナンス・リース契約ではリース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生するから、リース物件の引渡しを受けたユーザーにつき民事再生手続の開始決定があった場合、未払リース料債権はその全額が再生債権となるが、リース業者はリース物件を所有しつつ、同物件に対してユーザーが有する利用権について、リース料債権を被担保債権とする担保権を有する旨を判示した。また、東京高判平成一九年三月一四日(本件控訴審判決。民集六二卷一〇号二六〇〇頁参照、判例タイムズ二四六号三三七頁、金融・商事判例一三〇八号四八頁参照<sup>8)</sup>)も、平成七年最判と同旨を述べたうえで、リース業者は実質的にはリース物件の利用権をリース料支払債務の担保にしていることができる旨を判示した。このように、従来の下級審裁判例では、民事再生手続においてリース業者がユーザーに対して有する未払リース料債権を担保権(別除権)付きの再生債権とし、ファイナンス・リース契約における担保目的物につき利用権説を採るという流れが続いた。

本判決はこの点に関して、「ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リー



料  
ス業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるといふ担保としての意義を有する」と判示しており、リース業者はリース料債権を被担保債権とする担保権（別除権）を有するものとして処遇されるとしている点では、従来

の下級審裁判例の延長線上に位置づけることができる。そして、本判決は、最高裁として初めて、再建型倒産処理手続において未払リース料債権の扱いにつき担保権構成を採ることを明示したものと評価できる。しかし、本判決は、ファイナンス・リース契約における担保目的物につき所有権説、利用権説のいずれを採用するかに関しては、特に明示していない。

会社更生手続、民事再生手続においてファイナンス・リース契約がどのような処遇を受けるかという点に関して学説は、会社更生手続について特に平成七年最判の第一審判決が出た頃から、担保権構成を採るものが多数説となり、民事再生手続においても担保権構成を採るものが多数説となっている<sup>⑤</sup>。ただ、担保目的物の捉え方については、担保権構成を採る学説の中でも所有権説<sup>⑥</sup>、利用権説<sup>⑦</sup>両方の立場が拮抗している状況にある。

なお、民事再生手続の実務におけるファイナンス・リース

契約の処遇については、たとえば、東京地裁破産再生部ではリース料債権の取扱いにつき一般的な解釈は提示しておらず、再生債権者および申立代理人において、監督委員の意見を聴きながら検討してもらっているとのことである<sup>⑧</sup>。一方、大阪地裁倒産部ではリース料債権を別除権付き再生債権として扱っているとのことである<sup>⑨</sup>。

筆者は、ファイナンス・リース契約においてユーザーはリース物件を使用しない期間、あるいは使用できない期間があっても理由の如何を問わずリース料債務の負担を免れえない点、リース物件の点検・整備、修繕・修復の負担がリース業者ではなくユーザーに課される点、瑕疵担保責任および危険負担がリース業者からユーザーに転換されている点に鑑みると、ファイナンス・リース契約を通常の賃貸借契約と同視することはできず、むしろその金融的側面を重視して担保権構成を採るべきであると考ええる。そして、会社更生手続、民事再生手続においても、未払リース料債権は共益債権ではなく（ファイナンス・リース契約を双方未履行双務契約とは扱わず）、会社更生手続では更生担保権、民事再生手続では別除権付き再生債権として扱われるべきであると考ええる。したがって、筆者は、本判決がファイナンス・リース契約につき担保

権構成を採った点には賛成する。ただし、ファイナンス・リース契約における担保の目的物をどう捉えるかに関しては後に改めて考察することとして、ひとまず倒産解除特約の効力に関する議論に移ることにしたい。

### 三 倒産解除特約の効力

非典型担保における倒産解除特約の効力に関するリーディング・ケースである最(二三小)判昭和五七年三月三日(民集三六卷三号四八四頁)<sup>(15)</sup>は、所有権留保売買契約の買主が会社更生手続開始申立てをしたところ、売主が、買主につき「会社更生の申立の原因となるべき事実が発生したとき」には売買契約を無催告で解除できる旨の特約に基づいて契約を解除し、売買の目的物の引渡請求の訴えを提起した事案において、このような特約は「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的(会社更生法一条(旧一条))を害するものであるから、その効力を肯認しえない」旨を判示した。

このように、昭和五七年三月最判は、会社更生手続での所有権留保売買契約における倒産解除特約を無効としたのであ

るが、この射程が民事再生手続でのファイナンス・リース契約にも及ぶのか否かが問題となる。なお、旧和議法に基づく和議手続においては、名古屋地判平成二年二月二八日(金判八四〇号三〇頁)<sup>(16)</sup>が、「会社更生法は企業を解体清算させることが利害関係人の利害のみならず広く社会的、国民経済的損失をもたらすことを考慮して制定されたものである。これと異なる趣旨、目的をもつ和議法に照らし本件特約が無効であるということとはできない」と判示し、ファイナンス・リース契約中の倒産解除特約を有効であるとした。

この点に関して、平成一三年大阪地決は、昭和五七年三月最判を引用しつつ、会社更生手続では担保権者も手続に全面的に服するものとされ、担保権実行が禁止されているのに対し、民事再生手続では担保権は手続に取り込まれておらず、別除権として再生手続によらずに行使できるとされていることを理由に、ユーザーが仮差押等を受けたとき、または和議、破産、会社更生などの申立てがあつたときはリース業者は無催告で契約を解除できる旨の倒産解除特約を有効と解した。

また、平成一五年東京地判も、同様の理由で、借主の信用状況が著しく悪化したときは貸主は借主に対し無催告で残りリース料総額の即時弁済とリース物件の返還を請求できる旨の倒

料 産解除特約を有効と解した(ただし、担保権消滅請求(法一四八条一項)や担保権実行の中止命令(法三二条一項)との関係では、特約の効力が制限されることはありうるとした)。

さらに、本件第一審判決も、同様の理由から、本件特約を別除権行使の方法を定めたものとして有効と解し、また、民事再生手続に担保権実行を制限するための制度である担保権実行の中止命令や担保権消滅請求が存在することが前記の結論を左右するものでもないとした。

これに対し、本件控訴審判決は、本件特約が結果としてリース業者が民事再生手続によらずにリース物件を取り戻すことを可能にするものであり、そうなると、民事再生の目的である「債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る」ことが困難になるとして、本件特約は民事再生法の趣旨、目的を害するもので、無効と解するのが相当である旨を、昭和五七年三月最判を引用して判示した。また、本件控訴審判決は、担保権は別除権として民事再生手続によらずに行使できるが、同時に民事再生法は、中止命令の制度や担保権消滅請求の制度を設け、事業に必要な物件等については、担保権の行使についてもこれを制約することを認めているのであり、

本件特約による解除が実質担保権の行使であるとしても、やはり民事再生法の趣旨、目的を害するものといわなければならない旨を判示した。

本判決は、法一条を引用して、担保の目的物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれるとし、ファイナンス・リース契約におけるリース物件も担保としての意義を有するものとしたうえで、本件特約による契約の解除を認めることは、担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべき旨を判示した。

民事再生手続におけるファイナンス・リース契約中の倒産解除特約の効力に関する従来の下級審裁判例、および本判決の判旨をまとめると、まず、倒産解除特約を有効とした平成一三年大阪地決、平成一五年東京地判、および本件第一審判決は、民事再生手続において担保権は手続に取り込まれておらず、別除権として手続外で行使できることを根拠として挙

げる。

これに対し、倒産解除特約を無効とした裁判例のうち、本件控訴審判決は、①本件特約が、リース業者が民事再生手続によらずにリース物件を取り戻すことを可能にすることによって、民事再生の目的である、債務者・債権者間の権利関係を調整し、当該債務者の事業等の再生を図ることが困難になること、②民事再生法が担保権につき中止命令の制度や担保権消滅請求の制度を設け、事業に必要な物件等については、担保権の行使についてもこれを制約することを認めていることを根拠として挙げる。一方、本判決は、①本件特約が、担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させること、②民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを根拠として挙げる。

本判決と本件控訴審判決が本件特約を無効とする根拠を比較すると、まず、本判決の根拠①は、本件控訴審判決の根拠①とほぼ同様であると考えられる。次に、本判決の根拠②は、本件控訴審判決の根拠②と比較すると抽象的な判示となつてはいるが、本件特約を有効と解すると、再生債務者がその事業

に必要なリース物件の利用を確保するために、担保権実行の中止命令によって、リース料の弁済方法などについてリース業者との合意による解決を図る（別除権協定を締結する）ための時間的猶予を作り出すこと<sup>17)</sup>や、担保権消滅請求によってリース物件上の担保権を消滅させることが不可能になるということを指しているものと解される。

民事再生手続におけるファイナンス・リース契約中の倒産解除特約の効力に関する学説のうち、まず、有効説は、民事再生手続では担保権は別除権として、手続外での権利行使を認められているから、倒産解除特約に基づく契約解除、およびそれに続くリース物件の引揚げを認めても、他の債権者との公平性を害することにはならないことを根拠として挙げる。これに対して、無効説は、法一条の立法目的が会社更生法一条とほぼ同様であるから、昭和五七年三月最判の趣旨からして、民事再生手続においても倒産解除特約は効力を有しないものというべきであること<sup>21)</sup>、企業の動産設備がリース物件であるケースは非常に多く、事業の継続に不可欠なものであることが少なくないので、倒産解除特約に基づく、民事手続開始申立てによるリース業者の権利行使を認めることによつて、再生どころか破産が加速され、回避できる破産を避

けられなくなるおそれがあること<sup>(22)</sup>、倒産解除特約の効力が無制限に認められると、リース契約にかかる担保権は常に取戻権化されてしまい、民事再生手続が担保権実行の中止命令や担保権消滅請求による担保権に対する制約措置を認めた制度趣旨が没却されてしまうこと<sup>(23)</sup>、裁判所に事業の再生のために、担保権実行の中止命令や担保権消滅請求により担保権の実行を制約する必要があるか否かについて判断をする機会を与える必要があるが、倒産解除特約の効力を認めれば、このような機会が定型的に奪われること<sup>(24)</sup>、倒産解除特約によるファイナンス・リース契約の解除を認めると、債務者にリース料債権の弁済の機会がおよそ与えられないまま担保権が実行されてしまうことになること<sup>(25)</sup>を根拠として挙げる。

ところで、Xの上告受理申立て理由は、本件原審判決が倒産解除特約を無効と解した実質的・具体的内容は、倒産解除特約を有効と解した場合、ファイナンス・リース契約につき担保権実行の中止命令の制度を類推適用できるとしても、法三一条二項が裁判所の債権者からの意見聴取義務を定めているため、裁判所が中止命令を発令しようとしても、リース業者は意見聴取のための審尋期日の呼出しがあつた段階でユーザーについての民事再生手続開始申立てを知ることになり、

この段階での解除権行使により担保権実行が終了してしまひ、その結果、担保権実行の中止命令や担保権消滅請求が機能しなくなるといふ点が中核である旨を述べる<sup>(26)</sup>。そのうえで、倒産解除特約を無効としなくとも担保権実行の中止命令は機能するとして、①リース業者を中止命令の相手方として裁判所から呼出しがあつた場合で、リース業者がそれを奇貨としてリース契約を解除した場合には、権利濫用として当該解除を無効とすれば足りる（無効については後の物件引渡請求訴訟や仮処分の中でユーザーに主張させる）、②担保権実行の中止命令を事案に適合するよう柔軟に適用することもできる（たとえば、ユーザーに民事再生手続開始申立てと同時に担保権実行の中止命令を申し立てさせ、当日にリース業者を呼び出すようにし、リース業者が呼出しに対応できないときはリース業者不出頭でも短期間の中止命令を解除の意思表示前に発令し、その後再度の呼出しを行い、通常の期間の中止命令を発令するかどうかを判断する）、③リース契約解除後の引揚手続を取戻権の行使と考へても、引揚手続に中止命令を類推適用すれば足りる旨を述べる<sup>(27)</sup>。しかし、①についてはまず、(1)呼出し後のリース業者の解除のうち、どのような態様のものを権利濫用として無効とするのかを一義的に決めることが

困難であると考えられるし、また、およそ呼出し後の解除を全て権利濫用として無効とするのであれば、少なくとも担保権実行の中止命令との関係では、倒産解除特約を無効とすることと実質的には同じことになるのではないかと考えられる。また、(2)解除の無効をユーザーが主張する場として、物件引渡請求訴訟や仮処分が想定されているが、リース業者による事実上の引揚行為がなされる場合はどうなるのかという疑問が考えられる。この場合に、ユーザーがリース業者の不法行為を主張して訴えを提起することも想定されるが、そもそも民事再生手続を申し立てるほどに財産状態・経営状態が悪化しているユーザーにさらなる訴え提起の負担を負わせることは妥当ではないのではないかと考えられる。次に、②については、たとえユーザーの民事再生手続開始申立ておよび担保権実行の中止命令の申立て当日にリース業者への呼出しを行うとしても、呼出しが介在してしまう以上、倒産解除特約に基づくリース業者の契約解除は止められないのではないかと考えられる。また、③については、①②で述べたところ(リース業者の事実上の引揚行為への対応の如何、および、その場合にユーザーにリース業者への不法行為訴訟提起の負担を負わせることへの疑問)がほぼそのまま当てはまる。

ここまで述べてきたことに加えて、筆者は、無効説が挙げる根拠を参照しつつ、特に、法一条の立法目的が会社更生法一条とほぼ同様であるから、昭和五七年三月最判の射程は民事再生手続についても及ぶと解すべきであること、および、倒産解除特約に基づくファイナンス・リース契約の解除により、事業の継続、再生のために必要不可欠なリース物件につき、再生債務者が担保権実行の中止命令や担保権消滅請求を申し立てる機会、および、その是非について裁判所が判断する機会が定型的に奪われることになるが、そのような結論は、再生債務者の事業の再生のために必要不可欠なリース物件についてリース業者との間で別除権協定締結のための交渉期間を確保することが望ましいという観点からは妥当とはいえないことを理由として、民事再生手続におけるファイナンス・リース契約中の倒産解除特約の効力は無効であると解したい。<sup>(28)</sup>そして、この点において、倒産解除特約を民事再生手続との関係で無効と解する旨を判示した本判決の判示に賛成する。

しかし、再生債務者がその事業の継続、再生のためにリース物件を継続使用することを望む場合に、ファイナンス・リース契約中の倒産解除特約を民事再生手続との関係で無効と解

することだけによって、果たして再生債務者の利益保護が図られるのであろうか。この点の考察に関しては、民事再生手続の流れとリース業者の権利行使との関係について述べる田原補足意見、および、ファイナンス・リース契約におけるリース業者の担保権実行の意義などについての検討が必要であると思われる。そこで、以下では、本判決の事案から離れた一般的考察となるが、これらの点の検討を試みることにしたい。

#### 四 残された問題

##### 1 弁済禁止の保全処分とリース業者の担保権行使

田原補足意見は、ユーザーたる再生債務者が民事再生手続開始の申立てと共に弁済禁止の保全処分の申立てをし、その決定を得た場合、再生債務者はその保全処分の効果として、リース料債務についても弁済が禁じられ、その反射的效果として、リース業者も、弁済禁止の保全処分によって支払を禁じられた民事再生手続開始の申立て以後のリース料債務の不履行を理由としてリース契約を解除することが禁止される旨を述べる。この点は、田原補足意見が引用する昭和五十七年三月最判が、更生手続開始の申立てのあった株式会社に対し会社更生法二八条（旧三九条）の規定によりいわゆる旧債務弁

済禁止の保全処分が命じられたときは、これにより会社はその債務を弁済してはならないとの拘束を受けるから、その後会社に会社への負担する契約上の債務につき弁済期が到来しても、債権者は会社の履行遅滞を理由に契約を解除することはできない旨を判示しているところを、民事再生手続における弁済禁止の保全処分についてもあてはめたものと解される。筆者もこの点に関しては、弁済禁止の保全処分が債務者に対し任意弁済をしないという不作為義務を課する効力があり、この保全処分が効力を生じた後は、債務者が弁済をしなくとも、履行期間を徒過したことはない点に鑑みる<sup>(29)</sup>と、妥当であると考えられる。

問題は、弁済禁止の保全処分の発令前の債務不履行によつてすでに発生していた解除権を保全処分発令後に行使できるか否かという点である。この点については、いつでも解除できる立場にあった債権者の地位は手続が開始されても影響を受けられない理由により、解除権行使を肯定する見解が支配的である<sup>(30)</sup>。筆者も、この点に関しては、解除権行使を認めざるをえないと考える。

## 2 リース業者の担保権行使の意義と期限の利益喪失特約

本判決の事案では特に問題とならなかったが、多くのリース契約では、ユーザーにつき倒産手続の開始申立てがあった場合に、ユーザーは当然に期限の利益を失い、残りリース料債権全額を直ちにリース業者に支払う旨の特約（以下、「期限の利益喪失特約」と記す）が定められている。田原補足意見は、「再生債務者がリース料債務を滞納した場合に、リース業者が債務不履行を理由としてリース契約を解除することができるのは当然である旨、および、期限の利益喪失特約の効力は一般に否定されてはいない旨を述べる。そうすると、リース業者は、期限の利益喪失特約と不払解除特約を用いることによつて、ユーザーにつき民事再生手続の開始申立てがあつた場合に、ユーザーを債務不履行状態にし、これを理由に無催告でリース契約を解除できることになる。そして田原補足意見は、再生債務者が弁済禁止の保全処分を得た場合には、リース業者は民事再生手続開始申立て以後のリース料債務の不履行を理由とするリース契約の解除を禁止されることとなつて、民事再生手続が開始された場合、開始決定の効果として、再生債権の弁済は原則として禁止される（法八五条一項）が、他方、弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、

再生債務者はリース料債務について債務不履行に陥ることとなり、リース業者は別除権者としてその実行手続としてのリース契約解除などができることになる旨、および、再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、担保権実行の中止命令を得て、リース業者の担保権実行に対抗できる旨を述べる。

しかし、田原補足意見が示すリース業者・ユーザー（再生債務者）間の利害調整の方法は実際問題として十分に機能するのであろうか。ファイナンス・リース契約におけるリース業者の担保目的物の捉え方につき利用権説を採る、本件第一審判決・控訴審判決を含む従来の下級審裁判例の考え方に従うと、リース業者の担保権実行は、ファイナンス・リース契約の解除によつて担保目的物たる利用権をユーザーからリース業者に移転させることによつて行われ、これにより、前記の利用権は混同により消滅し、リース業者はリース物件の完全な所有権を回復することになり、<sup>(3)</sup>後はリース業者の取戻権（法五二条一項）が問題になるだけである。すなわち、利用権説に従うと、リース業者の担保権実行は解除の意思表示がユーザーに到達した段階で完了してしまふことになる。そうすると、再生債務者たるユーザーは、再生手続開始申立てか



ら開始決定までの短い期間内に、開始決定後のリース業者による担保権実行に備えて、担保権実行の中止命令を得るための万全の措置を講じなければならないことになる。<sup>(33)</sup>しかし、ファイナンス・リース契約に法三一条の類推適用により担保権実行の中止命令が認められるとしても、発令に際しては裁判所が債権者たるリース業者の意見を聴かなければならない(法三二条二項の類推適用)ので、リース業者はこの意見聴取のための審尋期日の呼出しがあつた段階でユーザーにつき民事再生手続開始申立てがなされたことを知ることになり、この段階でリース業者がリース契約解除の意思表示をしてしまえば、リース業者のリース物件に対する権利が取戻権化してしまうことにより、もはや中止すべき担保権実行が存在しないことになってしまう。したがって、リース業者・ユーザー間での利害調整の実現のために担保権実行の中止命令を実効化するための手立てを考へる必要があると考へられるが、この方策として、①リース業者がユーザーからリース物件を取り戻すまでをリースに係る担保権の実行手続と評価すべきとの見解、<sup>(35)</sup>②他の非典型担保と同様に、清算義務の履行をもつて担保権実行の終了と解する見解、<sup>(36)</sup>③仮登記担保契約に関する法律二条一項を類推適用し、清算金の見積額ないし清算金

がない旨の通知がユーザーに届いてから二ヶ月が経過しなければ権利移転の効力が生じないとする見解、<sup>(37)</sup>④リース契約における非典型担保の特殊性と実情に鑑みて、法三一条二項は類推適用せず、その代わりリース業者を不当に害しないようにするために中止期間を一〜二週間程度の短期に設定するとの見解が提唱されている。

筆者は、ファイナンス・リース契約における担保権実行の中止命令の実効性確保のために何らかの手立てが必要であるという点については賛成であるが、そのために従来提案されている方策については検討してみると、まず、①の見解については、三でXの上告受理申立て理由を検討した際に述べたところ①②と重複するが、リース業者による事実上の引揚行為に対しては対応できないのではないかとの疑問、および、その場合に、リース業者の不法行為を理由とする訴えを提起する負担をユーザーに負わせることへの疑問を指摘できる。また、④の見解については、ユーザーがリース業者と別除権協定の締結のために交渉する時間が必ずしも十分には確保できないのではないかとの疑問が残る。そして、ファイナンス・リース契約におけるリース業者の清算義務を認めた最(三小)判昭和五七年一〇月一九日(民集三六卷一〇号二一三頁)<sup>(39)</sup>

の存在に鑑みると、採りうる方策としては、リース業者の清算義務を措定する②・③の見解のいずれかが考えられる。しかし、通常、ファイナンス・リース契約の場合には清算金がある場合は少ないと思われる、清算金がなければその旨の通知によって担保権の実行は完了してしまうことになるが、そうするとファイナンス・リース契約における担保権実行は非常に早い段階で終了してしまうと考えられる点に鑑みると、②の見解では、ユーザーが担保権実行の中止命令を得るための時間的余裕を必ずしも確保できるとは限らないことになるのではないかと思われる。そのため筆者は、類推適用とはいえず実定法上の条文に根拠を求めうる点、およびユーザーが担保権実行の中止命令を得るための時間的余裕を確保することが可能であるという点から、③の見解に従い、ファイナンス・リース契約での担保権実行に仮登記担保法二条一項を類推適用するとの考え方を採りたいと考える。

また、そもそもファイナンス・リース契約における担保目的物をどう考えるかという点についても、利用権説はリース業者の解除の意思表示により担保権の実行が完了するとの考えに結び付きやすいといえる点、および、昭和五七年一〇月最判がリース業者による清算の対象を返還時からリース期間

満了時までの利用価値ではなく、リース物件が返還時に有していた価値と本来のリース期間満了時に有すべき残存価値との差額と解すべき旨を判示している点から考えて、筆者は利用権説ではなく、所有権説を採りたいと考える。そして、その際の具体的な理論構成については、リース期間中はリース物件の実質的所有権がユーザーに帰属し、ユーザーはリース物件の使用価値の本質的部分を費消する物的権利を有し、他方リース業者の持つ所有権は、所有権本来の支配権を内容とするのではなく、ただリース料債権の弁済を確保するための担保目的を持つと解することにした<sup>(12)</sup>と考える。

## 五 おわりに

以上、民事再生手続におけるファイナンス・リース契約の処遇、および、民事再生手続との関係でリース契約中の倒産解除特約を無効と解した点を中心に本判決の評釈を試み、基本的には判旨に賛成する旨を論じてきた。しかし、残された問題と考えられる点のうち、期限の利益喪失特約の問題に関しては、本稿では田原補足意見に従い、特約が有効であることを前提に検討を行ったが、より突っ込んで、その効力の如何に関して十分に検討することはできなかった。

なお、民法（債権法）改正検討委員会が二〇〇九年三月三十一日にとりまとめ、公表された「債権法改正の基本方針」<sup>(4)</sup>では、ファイナンス・リースを典型契約として民法典に取り込むこととされており、提案【三・二・七・一】<sup>(45)</sup>では、債務不履行解除の場合におけるリース提供者の清算義務が規定されている。この点は、ファイナンス・リースを実体法上の明文規定により担保として扱う方向性を示したものと評価できると考えられる。

（付記）

・本稿の執筆に当たっては、第七九回日本民事訴訟法学会大会シンポジウム「倒産法と契約」（二〇〇九年五月一七日開催、於・学習院大学、民事訴訟雑誌五六号掲載予定）における水元宏典准教授の報告「契約の効力と倒産法の強行法規性——倒産解除特約の効力を中心として——」、山本和彦教授の報告「倒産法の強行法規性の意義と限界——契約の『倒産法的再構成』に関する考察とともに——」、および両報告に関する質疑応答から多くの示唆を得た。両報告、および質疑応答が本稿の執筆段階では未だ活字化されていない点に鑑み、本稿では脚注での個別の引用という形は採りま

せんでしたが、一言申し添えさせていただきます。

・本稿は、北海道大学大学院法学研究科民法研究会（二〇〇九年七月一〇日開催）における報告を基礎とし、加筆・修正を加えたものである。研究会の席上で有益なご意見・ご指導を賜りましたことにつき、高見進教授、町村泰貴教授、藤原正則教授、曾野裕夫教授、得津晶准教授をはじめ、参加者の皆様に心より御礼申し上げます。なお、当然のことながら、本稿の記述等の誤りは、すべて筆者の責に帰するものであります。

（1） 本判決の評釈として、水野信次・銀行法務21六九八号（二〇〇九年）六〇頁、進士肇・金融・商事判例一三二四号（二〇〇九年）二頁、加藤賢二・坂井瑛美・民事研修六二四号（二〇〇九年）一四頁、永石一郎・金融・商事判例一三一九号（二〇〇九年）八頁。本判決に関する論稿として、小笠原浄「リース契約における民事再生手続開始の申立てを解除事由とする特約は無効とする新判例」金融法務事情一八六二号（二〇〇九年）六頁、松田安正「リース契約の原典——最三判平成20・12・16への反論——」NBL九〇七号（二〇〇九年）五八頁、中島肇「民事再生手続におけるリース契約の処遇——最三判平成20・12・16にみる諸論点——」NBL九〇七号（二〇〇九年）六七頁。

- (2) この判決の最高裁調査官解説として、八木良一・最高裁判所判例解説民事篇平成七年度(上)(法曹会、一九九八年)四〇一頁。評釈として、山本和彦・法学教室一八二号(一九九五年)一一八頁、同・倒産判例百選(第四版)(二〇〇六年)一三六頁、高橋めぐみ・神奈川大学法学研究所研究年報一五号(一九九六年)二三三頁、中西正・平成七年度重要判例解説(ジュリスト一〇九一号)(一九九六年)一一二頁、西澤宗英・法学研究(慶應義塾大学)六九巻六号(一九九六年)一五二頁、櫻井孝一・私法判例リマックス一三三号(一九九六年)一四八頁、生田治郎・判例タイムズ九一三三号(平成七年度主要民事判例解説)(一九九六年)二七八頁、大西武士・判例タイムズ九六八号(一九九八年)一一〇頁、旗田庸・金融法務事情一五八一号(二〇〇〇年)二三〇頁、田邊光政・商法(総則商行為)判例百選(第四版)(二〇〇二年)一五八頁、小塚莊一郎・商法(総則商行為)判例百選(第五版)(二〇〇八年)一五八頁。この判決に関する論稿として、田原睦夫「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」金融法務事情一四二五号(一九九五年)一一頁、山本和彦「ファイナンス・リース契約と会社更生手続——最二判平7・4・14と残された課題——」NB1五七四号(一九九五年)六頁、伊藤眞「ファイナンス・リース・ユーザーの会社更生手続における未払リース料債権の法的性質」金融法務事情一四二八号(一九九五年)六二頁。
- (3) 八木・前掲注(2)四二三頁。
- (4) 八木・前掲注(2)四一七頁注(16)。
- (5) この決定の評釈として、徳田和幸・判例評論五二三号(二〇〇二年)二六頁(判例時報一七八号一八八頁)、野村直之・判例タイムズ一〇九六号(平成一三年度主要民事判例解説)(二〇〇二年)二一八頁、藤澤治奈・ジュリスト二二六五号(二〇〇四年)一三六頁、三上威彦・倒産判例百選(第四版)(二〇〇六年)一一四頁。この決定に関する論稿として、市川充「ファイナンス・リース契約と担保権消滅許可——大阪地決平13・7・19と今後の課題——」金融法務事情一六三八号(二〇〇二年)九頁、田原睦夫「ファイナンス・リース契約の民事再生手続上の取扱い」金融法務事情一六四二号(二〇〇二年)四頁、山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金融法務事情一六八〇号(二〇〇三年)八頁、今川忠「山岸正和「大阪地決平13・7・19から見た民事再生手続におけるリース契約の処遇——担保権消滅請求の可否、解除の有効性、リース会社の対応について——」金融法務事情一六八〇号(二〇〇三年)二五頁。
- (6) この判決の評釈として、島田邦雄「谷健太郎」浅井弘章「金子由美」中山靖彦「富岡孝幸・商事法務一六九八号(二〇〇四年)五三頁、高田賢治・私法判例リマックス三〇号(二〇〇五年)一一五頁、西本強・銀行法務21六四四号(二〇〇五年)六七頁、藤澤治奈・ジュリスト二一九〇号(二〇〇五年)一三五頁、松下祐記・商法(総則商行為)判例百選(第五版)(二〇〇八年)二六〇頁。この判決に関する論稿として、

沼尾均「民事再生手続におけるファイナンス・リースの取扱  
い——東京地判平15・12・22の検討——」金融法務事情一七〇  
六号（二〇〇四年）六頁、田原睦夫・伊藤弘二「ファイナン  
ス・リースの担保権能に関する法律構成を示した東京地裁判  
決」金融法務事情一七〇九号（二〇〇四年）四頁。

- (7) 本件第一審判決の評釈として、島田邦雄「富岡幸幸」中山  
靖彦・吉野彰・八木宏・商事法務一七四八号（二〇〇五年）  
五六頁、石毛和夫・銀行法務21六五八号（二〇〇六年）六四  
頁、小塚莊一郎・ジュリスト一三四五号（二〇〇七年）九六  
頁。

- (8) 本件控訴審判決の評釈として、中西正・私法判例リマーク  
ス三七号（二〇〇八年）一四〇頁、中井康之・金融法務事情  
一八四四号（二〇〇八年）五二頁、三上威彦・法学研究（慶  
應義塾大学）八一巻九号（二〇〇八年）一三三頁、影浦直人・  
別冊判例タイムズ二二二号（平成一九年度主要民事判例解説）  
（判例タイムズ社、二〇〇八年）二四二頁、畑宏樹・明治学院  
大学法科大学院ローレビュー九号（二〇〇八年）一二九頁。  
本件控訴審判決に関する論稿として、遠藤元一「リース契約  
における倒産解除特約と民事再生手続——東京高判平成19・  
3・14を契機として——（上）（下）」NBL八九三三三（二〇〇  
八年）一三頁、八九四号（二〇〇八年）三五頁。
- (9) 近年の学説で、ファイナンス・リース契約について担保権  
構成を採らず、双方未履行双務契約として扱う有力説として、  
たとえば、伊藤眞『破産法・民事再生法（第二版）』（有斐閣、

二〇〇九年）二八六頁。

- (10) なお、リース業界は従来から、ファイナンス・リース契約  
を双方未履行双務契約として扱うべき旨を主張しており、平  
成七年最判以後もその見解を維持している。たとえば、リー  
ス事業協会法務委員会「再建型倒産手続におけるリース債権  
の取扱い——リース業界の見解——」金融法務事情一五九七  
号（二〇〇〇年）三五頁、旗田庸「倒産手続におけるリース  
債権の取扱い——リース会社の視点から——」金融法務事情  
一六八〇号（二〇〇三年）一九・二〇頁。

- (11) 竹下守夫「ファイナンス・リースと会社更生——東京地裁  
昭和六三年六月二八日判決の検討——」同『担保権と民事執  
行・倒産手続』（有斐閣、一九九〇年）三五四頁（初出一九八  
九年）は、リース業者を「隠れたる動産売買先取特権者」ま  
たは「隠れたる所有権留保売主」とする。伊藤・前掲注（2）  
六五頁は、リース業者の担保権について所有権留保構成を採  
るとして、ファイナンス・リースにおいては、リース期間中  
はリース物件の実質的所有権がユーザーに帰属し、リース業  
者が持つ所有権はただリース料債権の弁済を確保するための  
担保目的を持つとする（同旨、山内八郎「ファイナンス・リー  
ス契約と破産・会社更生——ユーザー倒産における破産法五  
九条・会社更生法一〇三条適用の可否を中心として——」三ヶ  
月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新 下巻』（有斐閣、一  
九九一年）三九六頁）（※ただし、伊藤教授はファイナンス・  
リース契約が双方未履行双務契約に当たるとの立場を採る

が、平成七年最判を前提に考えれば、リース料債権は更生担保権として扱い、その法律構成としては所有権留保構成を採るとする。田原睦夫「リース料債権の更生手続における取扱い」塩崎勤・秦光昭編『現代裁判法大系④（銀行取引・証券取引）』（新日本法規、一九九八年）は、ファイナンス・リース契約では投下資本の全てがリース料として還元され、リース業者の所有権は実質は担保のためにのみ留保されている点に着目すれば、リース料債権を所有権留保類似の更生担保権として取り扱うのが最も妥当であるとする（同・前掲注（2）一四頁も同旨）。

(12) 福永有利「ファイナンス・リース契約と倒産法」判例タイムズ五〇七号（一九八三年）一頁は、リース業者がユーザの利用権上に一種の債権質を有していると解する。山本・前掲注（2）NBL五七四号一―一二頁は、利用権上の担保権を非典型担保と解するが、他方、同・前掲注（5）九頁は、利用権上の担保権を質権または譲渡担保権と解する。

(13) 野口宣大「民事再生手続における共益債権」金融法務事情一五九四号（二〇〇〇年）五九頁。また、西謙二「中山孝雄編『破産・民事再生の実務（新版）』《下》民事再生・個人再生編」（きんざい、二〇〇八年）一四七頁「小河原寧」、一六六頁「松井洋」も、東京地裁破産再生部ではファイナンス・リースの取扱いについて一律の基準を設けていないとの指摘を行っている。

(14) 井田宏「民事再生手続におけるリース料債権の取扱い――

大阪地裁倒産部における取扱い及び関連する問題点の検討――」判例タイムズ二〇二二号（二〇〇二年）四頁。

(15) この判決の最高裁調査官解説として、加茂紀久男・最高裁判所判例解説民事篇昭和五七年度（法曹会、一九八七年）二八〇頁。評釈として、堀内仁・手形研究三三〇号（一九八二年）四八頁、野口恵三・NBL二六三三号（一九八二年）六八頁、山田二郎・金融法務事情一〇〇九号（一九八二年）一八頁、伊藤眞・民商法雑誌八七巻五号（一九八三年）九〇頁、栗田隆・関西大学法学論集三三巻一号（一九八三年）二七二頁、霜島甲一・昭和五七年度重要判例解説（ジュリスト七九二号）（一九八三年）一四八頁、西澤宗英・法学研究（慶應義塾大学）五六巻七号（一九八三年）一二八頁、竹下守夫・判例タイムズ五〇五号（昭和五七年度民事主要判例解説）（一九八三年）二七八頁、石川明・新倒産判例百選（一九九〇年）四四頁、三木浩一・倒産判例百選（第四版）（二〇〇六年）二六頁、佐藤鉄男・商法（総則商行為）判例百選（第五版）（二〇〇八年）一一八頁。

(16) この判決の評釈として、田頭章一・法学五五巻一号（一九九一年）二一八頁。この判決に関する論稿として、吉原省三「和議開始の申立てとリース契約の解除」金融法務事情一二七一号（一九九〇年）二頁。

(17) 担保権実行の中止命令の趣旨についての立法担当者による解説として、深山卓也・花村良一・筒井健夫・菅家忠行「坂本三郎『一問一答民事再生法』」（商事法務研究会、二〇〇〇年）

- 六二頁。また、ファイナンス・リース契約につき担保権実行の中止命令が認められるとする見解として、たとえば、園尾隆司「小林秀之編『条解民事再生法(第二版)』(弘文堂、二〇〇七年)一七七～一八八頁「高田裕成」。
- (18) 実務では、再生債務者とリース業者との交渉により、事業継続に必要な物件については、再生手続外でリース料を支払う代わりに物件の使用継続を認めさせる協定を締結することが多く行われている。巻之内茂「ユーザーの民事再生申立てとリース契約の解除・継続についての法的考察」金融法務事情一五九七号(二〇〇〇年)二八頁、園尾「小林編・前掲注(17)二四二頁「山本浩美」。なお、このような、いわゆる別除権協定の一般的な意義については、松下淳一「民事再生法入門」(有斐閣、二〇〇九年)九七頁。
- (19) ファイナンス・リース契約が担保権消滅請求の対象となることを認める見解として、たとえば、手塚宣夫「非典型担保と担保権消滅請求について」櫻井孝一先生古稀祝賀「倒産法学の軌跡と展望」(成文堂、二〇〇一年)四一六頁、徳田和幸「民事再生法上の担保権消滅請求とファイナンス・リース契約」法曹時報五七巻六号(二〇〇五年)一七頁、山本和彦「長谷川宅司」岡正晶「小林信明編『Q&A民事再生法(第二版)』(有斐閣、二〇〇六年)二七三～二七四頁「田頭章一」。
- (20) たとえば、市川充「民事再生手続におけるリース取引の処遇」銀行法務二五七八号(二〇〇〇年)二三頁、巻之内・前掲注(18)二八頁、今川「山岸・前掲注(5)二九頁。所有
- 権留保売買契約につき、園尾「小林編・前掲注(17)二二七頁「原強」。
- (21) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇——譲渡担保権を中心に——」別冊NBL六九号(『倒産実体法——改正のあり方を探る——』(商事法務、二〇〇二年)七四～七五頁。
- (22) 手塚宣夫「リース契約」櫻井孝一「加藤哲夫」西口元編「倒産処理法制の理論と実務」(別冊金融・商事判例)(経済法令研究会、二〇〇六年)三二四頁。
- (23) 山本・前掲注(5)一三頁、中村清「更生手続・再生手続とリース契約」清水直編「企業再建の真髓」(商事法務、二〇〇五年)三一頁。同旨、宮崎裕二「民事再生とリース」法律時報七三巻一〇号(二〇〇一年)九九頁、高田・前掲注(6)二二八頁。
- (24) 山本・前掲注(5)一三頁。
- (25) 山本和彦「倒産手続における担保権の取扱い」事業再生と債権管理一一号(二〇〇六年)九頁。
- (26) 民集六二巻二〇号二五七四～二五七五頁(以下、上告受理申立て理由の引用は民集の頁数のみ記す)。
- (27) 民集六二巻一〇号二五七五～二五七八頁。
- (28) 伊藤眞「証券化と倒産法理——破産隔離と倒産法的再構成の意義と限界——(上)(下)」金融法務事情一六五七号(二〇〇二年)六頁、一六五八号(二〇〇二年)八二頁は、倒産処理手続において、資産価値を最大限のものとしてそれを利害関係人に配分しようとする制度の目的を実現し、また破産債

権者その他の利害関係人間の公平を回復するために、「利害関係人の権利義務がその本来のものと異なった内容のものとして扱われること」を、破産法学における統一的な理論構成という点から、「倒産法的再構成」と呼ぶこととする旨を論じる(金法一六五七号一〇頁)。そのうえで伊藤教授は、実体法上有効であると前提される、一方当事者に資力喪失を象徴する事由が生じた場合に相手方当事者が期限の利益を喪失させ契約の解除権を行使できる、契約が当然解除されたものとみなすなどの条項(この種の条項を伊藤教授は「破産条項」と呼ぶ)が倒産処理手続においてその効力を否定されることを倒産法的再構成の一例とし(金法一六五八号八二、八三頁)、昭和五七年三月最判は、特定財産上の担保権の実行権能を更生担保権という形で制限しようとする会社更生手続の基本目的が「破産条項」によって潜脱ないし回避されることを防ぐこととするものと理解される旨を論じる(金法一六五八号八三頁)。筆者も、本判決がファイナンス・リース契約中の倒産解除特約を無効とした点については、再生債務者の事業などの再生を図ること、および、そのために必要不可欠な再生債務者の財産上の担保権実行を中止命令や担保権消滅請求によって制限することといった民事再生手続の趣旨・目的の潜脱・回避を防ぐという意味での倒産法的再構成がなされているものと理解したいと考える。

(29) 竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生」同『担保権と民事執行・倒産手続』(有斐閣、一九九〇年)三三一頁(初出一

九七三年)。

(30) 竹下・前掲注(29)三一〇頁、三木・前掲注(15)二七頁。

(31) 山本・前掲注(5)九頁。

(32) 西中山編・前掲注(13)六頁「西謙二〇〇〇小河原寧」によれば、東京地裁破産再生部が定めた標準スケジュールでは、再生手続開始申立てから開始決定までの日数は一週間であるとのことである。また、伊藤眞〇田原睦夫監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法(上)』(きんざい、二〇〇六年)一四九頁「中村隆次」によれば、多くの裁判所でおおむね再生手続開始申立てから開始決定まで一週間程度とされているといわれるとのことである。

(33) 進士・前掲注(1)一〇頁。

(34) 中井・前掲注(8)五四頁、加藤〇坂井・前掲注(1)二八頁。

(35) 藤澤・前掲注(6)一三八頁、伊藤〇田原監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注(32)一三八頁「三森仁」。

(36) 藤澤・前掲注(6)一三八頁、中西・前掲注(8)一四三頁。破産手続に関する議論であるが、巻之内茂「各種の契約の整理(Ⅲ)——リース契約——」園尾隆司〇西謙二〇〇〇中山孝雄〇多比羅誠編『新・裁判実務大系第二八巻新版破産法』(青林書院、二〇〇八年)二三五、二三六頁、石井教文「リース契約」山本克己〇山本和彦〇瀬戸英雄編『新破産法の理論と実務』(判例タイムズ社、二〇〇八年)二二六頁注(9)も参照。



- (37) 安木健 〓 四宮章夫 〓 林圭介 〓 小松陽一郎 〓 中井康之 編著 『新版一問一答民事再生の実務』(経済法令研究会、二〇〇六年) 三〇四 〓 三〇五頁「木内道祥」。
- (38) 進士・前掲注(1) 一〇頁。
- (39) この判決の最高裁調査官解説として、太田豊・最高裁判所判例解説民事篇昭和五七年度(法曹会、一九八七年) 七九一頁。評釈として、庄政志・金融・商事判例六六六号(一九八三年) 五一頁、同・昭和五七年度重要判例解説(ジュリスト 七九二号)(一九八三年) 七三頁、庄菊博・判例評論二九二号(一九八三年) 三九頁(判例時報一〇七三号二〇二頁)、篠田省一・金融法務事情一〇二九号(一九八三年) 一六頁、加藤雅信・判例タイムズ五〇七号(一九八三年) 九八頁、池田真朗・法学セミナー三五五号(一九八四年) 五一頁、道垣内弘人・法学協会雑誌一〇一卷五号(一九八四年) 一〇八頁、神崎克郎・商法(総則商行為)判例百選(第四版)(二〇〇二年) 一五六頁、田邊宏康・商法(総則商行為)判例百選(第五版)(二〇〇八年) 一五六頁。
- (40) 山本・前掲注(25) 九頁。
- (41) 安木 〓 四宮 〓 林 〓 小松 〓 中井編著・前掲注(37) 三〇四頁「木内」。
- (42) 伊藤・前掲注(2) 六五頁。
- (43) 井田・前掲注(14) 九頁注(11) は、民事再生手続においてリース契約につき倒産解除特約を無効とする見解からは、期限の利益喪失特約に基づく解除を否定するのではないと、民

事再生手続開始申立てがあったことを解除権発生原因として定める特約に基づく解除を否定する意味がほとんどなくなる旨を論じる。確かに、ユーザの民事再生手続開始申立てを理由とするリース業者の解除権行使を防ぐという観点からは、民事再生手続におけるリース契約中の期限の利益喪失特約についても無効と解するという立場も考えられる。しかし、この点から派生する問題として、ファイナンス・リースと同様に担保的機能を期待されている相殺に関して、銀行取引約定書中の期限の利益喪失特約に基づいて、債務者の民事再生手続開始申立てを理由として銀行が相殺権を行使する場合に、当該期限の利益喪失特約を無効と解すべきか否かという問題が考えられる。リース契約における期限の利益喪失特約を民事再生手続との関係で無効と解するとすれば、銀行取引約定書中の期限の利益喪失特約についても同様に解するとの立場が導かれやすいと考えられる。伊藤真「会社更生手続における相殺債権者の地位」同「債務者更生手続の研究」(西神田編集室、一九八四年) 三九八 〓 四〇〇頁(初出一九八二年) は、会社更生手続において、期限の利益喪失特約の効力を否定し、同特約に基づく銀行の相殺権行使を否定する(同旨、竹下・前掲注(15) 二八〇頁、本間靖規「各種約款の倒産解除特約の効力——消費者関連約款も含めて——」河野正憲 〓 中島弘雅編『倒産法大系——倒産法と市民保護の法理——』(弘文堂、二〇〇一年) 五六五 〓 五六六頁)。しかし、伊藤教授は、会社更生手続との関係では期限の利益喪失特約に基づ

く相殺債権者を更生担保権者として扱うことよって、債権者の相殺の担保的機能への期待を保護する途を開いている。これに対して、民事再生手続では、担保権が別除権として手続外での行使が認められることとの関係で、期限の利益喪失特約の効力を否定した場合に債権者の相殺の担保的機能への期待をどのように保護するか、すなわち、期限の利益喪失特約に基づく相殺債権者に何らかの優先的地位を認めるべきか否かという問題が生じると考えられる。伊藤・前掲注(9)七〇八頁本文、および同頁注(28)は、民事再生手続においても期限の利益喪失特約に基づく相殺適状の発生を否定する考え方も成り立ちうるとしつつ、この場合に再生債権者に何らの優先的地位が認められないかの問題があるため、断定を避けるとする。一方、松下・前掲注(18)一一二頁は、担保権を別除権扱いして個別の行使を認める再生手続においては、期限の利益喪失特約に基づく相殺を認めざるをえないとする。

(44) NBL九〇四号(二〇〇九年)掲載。

(45) NBL九〇四号(二〇〇九年)三五五頁。

※校正段階で、本判決に関する論稿として、田中克志「リース料債権の民事再生手続における処遇に関する試論―倒産申立解除特約の有効性と中止命令・担保権消滅請求の適否―」静岡法務雑誌二号(二〇〇九年)三頁に接した。